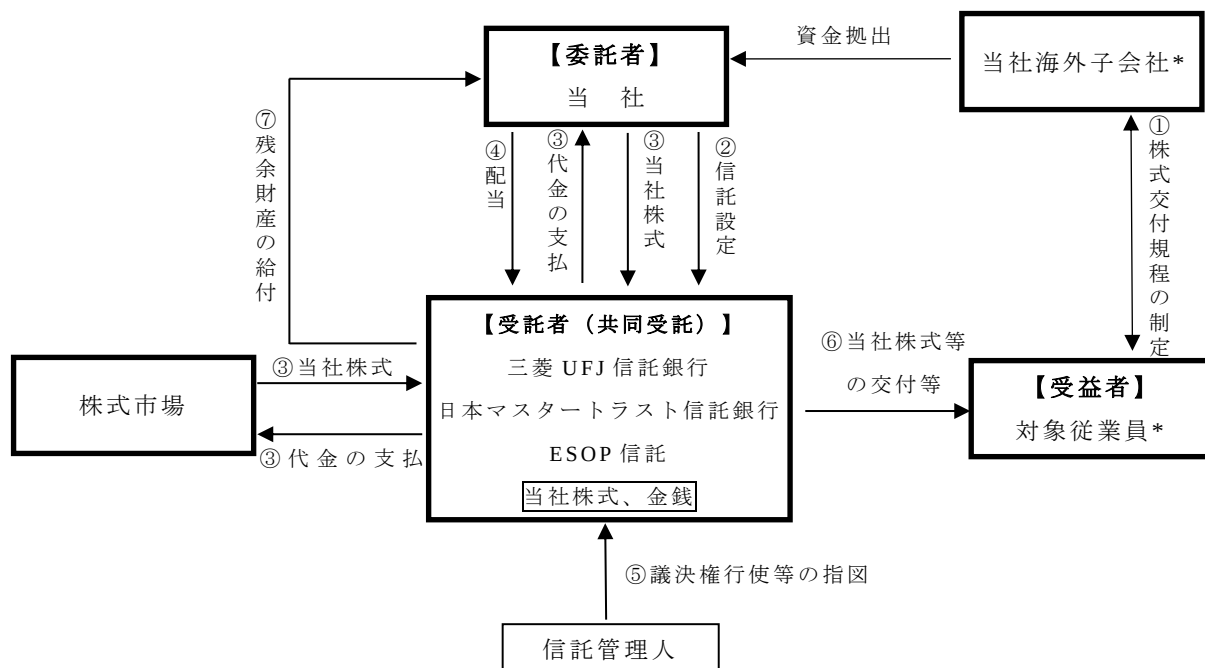


会社名 株式会社 ソ シ オ ネ ク ス ト
代表者名 代表取締役会長兼 CEO 肥塚 雅博
(コード番号:6526 東証プライム市場)
問合せ先 広報 IR 室長 中島 弘雅
(TEL.045-568-1000)

記

- (1) 当社は、当社海外子会社において、当初は当社米国子会社の限定された従業員を対象に、優秀な人材の確保とリテンションを目的として、本制度を導入いたします。
- (2) 株式付与 ESOP (Employee Stock Ownership Plan) 信託 (以下、「ESOP 信託」という。) とは、米国の ESOP 制度を参考にした従業員インセンティブ・プランであり、予め定める株式交付規程に基づき、ESOP 信託から、当該信託が取得した当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭 (以下、「当社株式等」という。) を、一定の要件を充足する対象従業員に交付および給付 (以下、「交付等」という。) するものです。なお、ESOP 信託から対象従業員に交付する当社株式の取得資金は全額当社海外子会社が負担するため、対象従業員の負担はありません。
- (3) 本制度の導入により、対象従業員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を収受することができるため、株価を意識した業務遂行を促すとともに、対象従業員の勤労意欲を高める効果が期待できます。また、ESOP 信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使は、受益者候補である対象従業員の意思が反映される仕組みであり、対象従業員の経営参画を促す企業価値向上プランとして有効です。

2. 本制度の仕組み



*当社海外子会社のうち、当面は米国子会社における限定された一部の従業員を対象として制度の運用を開始します。

- ① 当社海外子会社は、本制度の導入に際して株式交付規程を制定します。
- ② 当社は、対象従業員を受益者とする ESOP 信託を金銭で設定します。
- ③ ESOP 信託は、信託管理人の指図に従い、上記②で拠出された金銭を原資として、信託期間内に受益者に交付すると見込まれる数の当社株式を、当社（自己株式処分）又は株式市場から取得します。
- ④ ESOP 信託は当社の株主として、分配された配当金を受領します。
- ⑤ 信託期間を通じ、信託管理人が議決権行使等の株主としての権利の行使に対する指図を行い、ESOP 信託はこれに従って株主としての権利を行使します。
- ⑥ 当社海外子会社の株式交付規程に従い、一定の要件を満たす対象従業員に対して、当社株式等の交付等を行います。
- ⑦ ESOP 信託の清算時に、受益者に当社株式等の交付等が行われた後の残余財産は、信託留保金を超過する部分を除き、帰属権利者たる当社に帰属します。

※対象従業員への当社株式等の交付等により ESOP 信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に ESOP 信託が終了します。なお、当社は、ESOP 信託に対し、当社株式の取得資金として追加で金銭を信託し、ESOP 信託により当社株式を追加取得する可能性があります。また、当社海外子会社は当社株式の取得資金に相当する額の金銭を拠出します。

【ご参考】 信託契約の内容

- | | |
|-------------|---|
| (1)信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| (2)信託の目的 | 対象従業員に対するインセンティブの付与 |
| (3)委託者 | 当社 |
| (4)受託者 | 三菱 UFJ 信託銀行株式会社
(共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社) |
| (5)受益者 | 対象従業員 |
| (6)信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者 |
| (7)信託契約日 | 2025 年 9 月 16 日（予定） |
| (8)信託の期間 | 2025 年 9 月 16 日～2028 年 9 月 30 日（予定） |
| (9)制度開始日 | 2025 年 9 月 30 日（予定） |
| (10)議決権行使 | 受託者は、受益者候補の意思を反映した信託管理人の指図に従い、
当社株式の議決権を行使します。 |
| (11)取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| (12)取得株式の総額 | 1,999,953,800 円 |
| (13)株式の取得日 | 2025 年 9 月 19 日 |
| (14)株式の取得方法 | 当社（自己株式処分）又は株式市場より取得 |